

函館市奨学金返還支援事業 概要

1 趣旨・目的

本市産業を担う若者人材の確保およびその人材の本市への定着促進を図るため、市内中小企業等に就職のうえ、奨学金の返還をする者に対し、勤務先中小企業等と連携して、当該奨学金の返還を支援する補助金を支給する。

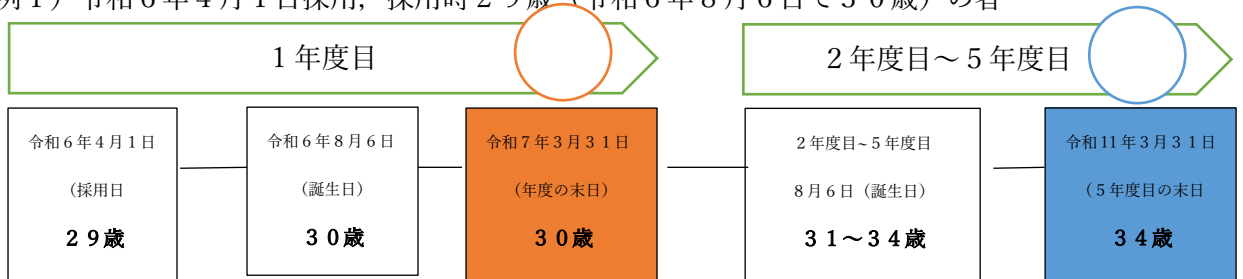
2 事業内容

(1) 支援対象者

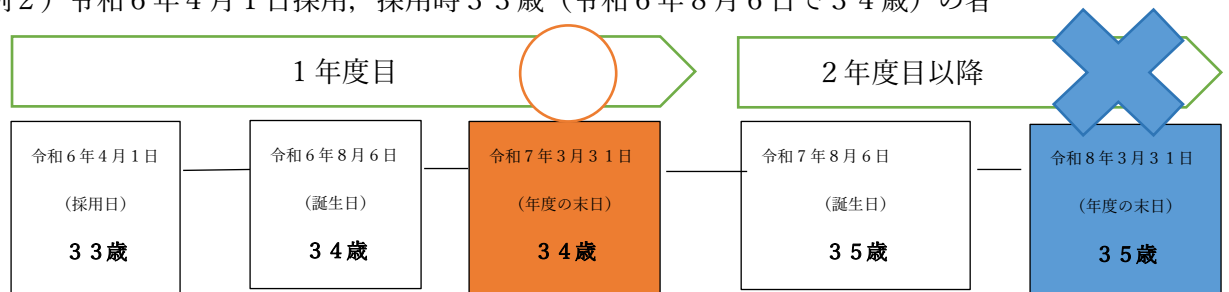
下記①～③の全てに該当する者

- ①奨学金の返還を支援する市内中小企業等（以下、若者応援企業）に、正職員として令和6年4月1日以降に新規に採用された者で、補助金を支給する年度の末日において34歳以下の者

(例1) 令和6年4月1日採用、採用時29歳（令和6年8月6日で30歳）の者



(例2) 令和6年4月1日採用、採用時33歳（令和6年8月6日で34歳）の者



- ②大学等在籍中に、奨学金（日本学生支援機構学資貸与金、地方公共団体等の貸与資金）の貸与を受け、計画的にその返還をしている者で、勤務する若者応援企業から市が支援する額以上（介護職員等、保育職員を除く）の奨学金の返還支援を受けている者
- ③雇用された日から継続して、函館市内に住所を有する者

(2) 若者応援企業

下記①～⑦の全てに該当する市が登録を決定した函館市奨学金返還支援事業補助金交付要綱第2条第1項第3号に定義する中小企業等。

- ①市内に主たる事業所がある中小企業等で、奨学金の返還をする者（または返還予定の者）を正職員として雇用すること、または市内に支店、営業所等がある中小企業等で、奨学金の返還をする者（または返還予定の者）を、就業地域を市内に限定し正職員として雇用すること。
- ②奨学金の返還をする34歳以下の正職員に対して、市が支援する額以上の額の金銭給付を5年（60か月）行うこと。ただし、函館市奨学金返還支援事業補助金交付要綱第2

条第1項第7号および8号に定義する介護職員等および保育職員を雇用する場合は、当該法人の金銭給付を求めない。

- ③ 函館しごとネットに登録していること。
- ④ 労働基準法、職業安定法その他労働関係法令に違反していないこと。
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う企業等でないこと。
- ⑥ 函館市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団、同条例第2条第2号に規定する暴力団員および同条例第6条に規定する暴力団関係事業者に該当する者でないこと。
- ⑦ 市に納付すべき税を滞納していないこと。

(3) 補助金額・負担割合

| ① 一般企業に勤務する正職員 | ② 介護職員等および保育職員として勤務する正職員 |
|--|--|
| 補助対象者の年間返還額の ・ 市 1/3（年上限額12万円） ・ 企業 1/3以上 ・ 本人 1/3（企業が負担することも可） | 補助対象者の年間返還額の ・ 市 2/3（年上限額24万円） ・ 企業負担なし ・ 本人 1/3（企業が負担することも可） |

(4) 交付期間

5年（60か月）※ただし、交付年度の末日における年齢が34歳以下であること

※中小企業等とは

次のいずれかに該当する企業等。ただし、公務、独立行政法人等は対象外。

- ・ 中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる市内企業、またはこれらに準ずるものとして市長が認める者（医療法人、社会福祉法人、学校法人ほか）
- ・ 函館市奨学金返還支援事業補助金交付要綱第2条第1項第4号に定義する市内介護事業所等
- ・ 函館市奨学金返還支援事業補助金交付要綱第2条第1項第5号に定義する市内保育施設等

※正職員とは

次の全てを満たす者

- ・ 雇用期間の定めがない ・ 雇用保険の適用
- ・ 雇用された日から継続して市内に住所を有すること